

第4節 SPC等の監督をめぐる動き

I SPC等の概況

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下SPC法）は、金融制度調査会答申において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、①SPCが業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保する、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による証券に対する投資を容易にする、等を目的として平成10年6月に成立し、同年9月から施行された。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に法改正が行われ、同11月に施行された。

新法における特定目的会社の届出件数は、14年3月期末現在で103件となり、13年3月期末から82件増加した。また、届出先の内訳は関東、東海、中国、福岡、九州の各財務（支）局となっており、地方都市においても、新法に基づく資産の流動化が活用されている。

なお、旧法における特定目的会社の登録件数は、14年3月期末現在で54件となり、13年3月期末から8件減少した。

II 資産の流動化の状況

13年9月末現在における資産対応証券の発行残高は、1兆3,865億円であり、12年9月末と比較して7,859億円増（+130.9%）となった。（内訳 新法に基づくSPC2,271億円、旧法に基づくSPC5,494円、SPT94億円）

流動化対象資産別に見ると、不動産460億円（うち前年度増加分191億円）、不動産の信託受益権3,569億円（同2,007億円）、指名金銭債権6,737億円（同3,504億円）、指名金銭債権の信託受益権3,098億円（同2,155億円）となっている。